

大和市告示第180号

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大木 哲

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条の2第2項」を「第1条の3第2項」に改める。

第3条第1号イ中「第1条の2第2項」を「第1条の3第2項」に改め、同条第2号中「又はその親族」を「（法第2条第2項に規定するA類疾病の予防接種に限る。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第1号の被接種者の親族（法第2条第3項に規定するB類疾病の予防接種に限る。）

第4条中「費用」の次に「（肺炎球菌感染症（高齢者）の予防接種については、3,000円を実際に要した費用から差し引いた額。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯に属する者（以下「費用免除者」という。）は、この限りでない。）」を加える。

別表第1風しんの項の次に次のように加える。

水痘	9,234円
----	--------

別表第1に次のように加える。

肺炎球菌感染症（高齢者）	費用免除者 8,596円
	費用免除者以外の者 5,596円

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。